

議案第 8 1 号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

職員が新型コロナウイルス感染症への対応に関する業務に従事する場合における特殊勤務手当の特例を定めるため。

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（感染症に係る消毒等の作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 4 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症に係る消毒等の作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。